

大規模災害と二重債務問題

— 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を中心に —

金 鉉 善

目次

- 一 はじめに
- 二 二重債務問題とは
- 三 二重債務問題への対応策
- 四 検討及び今後の課題

一 はじめに

2011 年 3 月 11 日におきた東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）は、広範囲における大規模な地震・津波に加え、原子力発電所の事故が重なり、多大な被害をもたらした。その被害復旧・復興が長期化されているなかで、6 年目を迎えた現在においては、その復興事業の内容に変化が生じている。震災直後には行方不明者捜索・がれき処理・仮設住宅設置などの命にかかわる復旧が優先されてきたが、現在は、住宅ローン問題などの「住まいの再建に向けた復旧」が求められている。NHKで放送された時論公論「遅れる住まいの復興 長引く仮設住宅生活」(2014 年 7 月 24 日付)によると、被災地では、災害公営住宅の建設や集団で移転する高台の造成が遅れていて、現在仮設住宅で生活している人は、岩手・宮城・福島の 3 つの県でおよそ 9 万人であり、最も長い人は 8 年間も暮らす可能性が出てきた⁽¹⁾という。そ

(1) 二宮徹「遅れる住まいの復興 長引く仮設住宅生活」(NHK時論公論、2014 年 7 月 24 日)。そして、インフラの整備は目に見えて進んでいるが、被災者が賃貸で入居する災害公営住宅は、10%しか完成しておらず、集団移転をする高台の造成など、民間の住宅用地の整備が完了したところは、わずか 3%にとどまっているとした。

して、震災から6年目を迎えた現在も、約5万人が避難生活を余儀なくされている状況である⁽²⁾。そこで、本稿では、現在においてなお問題とされている住宅問題、とりわけ「二重債務問題」と「個人版私的整理ガイドライン」を中心としたその対応策について検討を行う。なお、この「個人版私的整理ガイドライン」は、「東日本大震災」直後の2011年7月15日に設けられた対応策で、当初は1万件以上の利用が見込まれていたが、2016年4月1日付の成立件数は1,347件にとどまり、今後の運用が注目されている。

二 二重債務問題とは

住宅ローンが残っている家が東日本大震災の影響により全壊してしまった場合、残っているローンは、どうなるのか。そして、被災者がさらに住宅を再建するために新たにローンを組む必要があるが、この場合、被災者は、いわゆる二重債務問題に直面することになる。

日本政府（以下、「政府」という。）は、二重債務問題（二重ローンともいわれる）を、「被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題」⁽³⁾であると定義する。なお、この二重債務問題は、「阪神・淡路大震災」をはじめとする過去の震災等においても指摘されてきた問題である⁽⁴⁾。

このような状況から、政府は、東日本大震災の直後に「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日）を公表し、大きく「中小企業及び農林水産業等向け対応」、「個人住宅ローン向け対応」、「金融機関向け対応」に分けて、

(2) 総務省消防庁「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）被害報【最新】」（http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html、2016年3月8日）によると「避難の状況（平成28年2月12日現在復興庁）各都道府県から復興庁に報告のあった岩手県・宮城県・福島県から県外へ避難されている避難者数の合計は、50,989人」であるとした。

(3) 内閣官房「二重債務問題への対応方針」（<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/20110617taiouhousin.pdf>、2011年6月17日）1頁。

以下のような内容を公表した (表 1)。

表 1. 政府による二重債務問題への対応方針⁽⁵⁾

対象	対応方針
中小企業及び農林水産業等向け対応	<p>○旧債務についての対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化 ・ 個人事業者のための個人向けの私的整理ガイドラインの策定等 <p>*法人企業においては、「私的整理に関するガイドライン」及び「事業再生 ADR」などがすでに存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等 ・ 金融検査マニュアルの運用明確化 ・ 農林水産業向け融資制度の周知 ・ 医療関係施設、社会福祉施設への対応 <p>○新債務についての対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公庫等による融資制度の拡充 ・ 信用保証制度の拡充 ・ リース信用保証制度をはじめとした設備導入支援策の検討 ・ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設 ・ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

(4) 藤井一裁「二重債務問題の解決策構築に向けた国会論議～株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案～」(立法と調査 321 号、2011 年 10 月) 3 頁。さらに、藤井一裁「3 年目を迎えた被災者向け金融対策の現状と課題—二重債務問題への対応策を中心に—」(立法と調査 341 号、2013 年 6 月) 14 頁によると、東日本大震災発生直後の 2011 年 5 月末時点で岩手県、宮城県及び福島県に所在する金融機関から金融庁がヒアリングを行った結果によれば、震災以降に約定返済を一時停止している債務者数は 14,083 先 (うち住宅ローンは 6,664 先)、債務額は 3,672 億円 (うち住宅ローンは 932 億円) に及んでいて、1995 年の阪神・淡路大震災の当時以上に二重債務問題の深刻化が懸念されていたとした。

(5) 内閣官房・前掲「二重債務問題への対応方針」に基づいて作成した。

個人住宅ローン向け対応	<p>○旧債務についての対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等 ・ 個人向けの私的整理ガイドラインの策定 ・ 住宅再建を目指す方の負担軽減 <p>○新債務についての対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長 ・ 災害公営住宅の供給
金融機関向け対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への資本参加・要件の緩和 ・ 金融機関の無税償却の弾力化

三 二重債務問題への対応策

政府が公表した上記の二重債務問題への対応方針を支援するために、個人の住宅ローンに対しては「個人版私的整理ガイドライン（2011年7月15日）」が、事業者に対しては「産業復興機構・産業復興相談センター」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」が、その救済機関として設立された。

ここでは、個人の住宅ローンに対する救済支援として設けられた「個人版私的整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を取りあげ、その目的及び利用状況について述べる。

1. 目的

「ガイドライン」は、「東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的」⁽⁶⁾とする。そして、この「ガイドライン」の運用にあたっては、第三者機関である「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」（以下、「運営委員会」と

いう。) が設置され、2011 年 8 月 22 日からスタートした。

2001 年の「私的整理に関するガイドライン」⁽⁷⁾ は、その対象が法人企業であって、事業性資金を借りている個人事業者はその対象ではなかった。これに対して、「ガイドライン」は、事業性ローン等の個人債務者もその対象としているため、2001 年の「私的整理に関するガイドライン」ではカバーできなかった個人事業者の救済も含むことになった。

なお、両者とも「私的整理」であるため、法的拘束力はなく、金融機関等である債権者、債務者及びその他の利害関係人によって⁽⁸⁾、自発的になされる。

2. 利用状況

利用流れをみると、「ガイドライン」を利用する個人の債務者が金融機関に債務整理の申出を行い、返済計画案を提出して協議を行うこととなる。そこで「運営委員会」は、仮に一般の手続きと同様の処理をした場合に被災された債務者自身が負担することとなる、①個人債務者による申出、②個人債務者の弁済計画案の作成、③弁済計画案についての報告書の作成、④弁済計画案の説明等を支援し、その手続きに要する経費を補助する⁽⁹⁾。

しかし、「ガイドライン」の策定当初の利用状況をみると、相談件数に比べて成立件数が多くなかった。実際、2011 年 8 月 22 日から 2012 年 5 月 2 日までは、個別相談件数が 1,990 件、債務整理成立に向けて準備中の件数が 619 件であったものの、成立件数はゼロであった⁽¹⁰⁾。その原因⁽¹¹⁾として、①周知活動が徹底されていないこと、②金融機関による債務リスケジュールへの誘

(6) 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(2011 年 7 月) 1 頁。

(7) 私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン」(2001 年 9 月) を参照する。

(8) 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会・前掲「ガイドライン」1 頁。

(9) 藤井・前掲「3 年目を迎えた被災者向け金融対策の現状と課題」17 頁。そして、運営委員会の HP (<http://www.kgl.or.jp/guideline/>) には、「ガイドライン」の手続きの流れ等が詳細に紹介されている。

導、③減免後の債務弁済期間が原則5年に限られていることなどが挙げられていた。そこで、①仮設住宅に入居あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生しない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮して「ガイドライン」の要件に合致するか否かを判断、②債務整理にあたって手元に残せる（自由財産たる）現預金の範囲を地震保険の有無にかかわらず、従来の99万円から500万円へと拡張、③震災後の運用上の自由財産の範囲内として取り扱われる財産（たとえば、義援金、地震保険金、手元現預金など）から不動産を買った場合に、取得した不動産を運用上の自由財産として扱うとする三度の運用の見直しが行われた⁽¹²⁾。このような運用の見直しなどから、2016年4月1日付の成立件数は、1,347件（個別相談件数：5,669件）に達した⁽¹³⁾。

四 検討及び今後の課題

二重債務問題は、東日本大震災に限る問題ではなく、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の大震災においても懸念されてきた問題である。そして、近い将来に発生が想定されている南海トラフ地震、首都直下型地震に備えるという意味においても、その法的立法措置などが求められている⁽¹⁴⁾。

(10) 運営委員会 HP (<http://www.kgl.or.jp/>) の「個人版私的整理ガイドラインお問い合わせ件数等」を参照する。

(11) 石川和男「論考「使えない二重ローン対策」をいかに使えるようにせよ」（東京財団 (<http://www.tkfd.or.jp/>)、2012年7月2日）は、その原因として①と②を挙げている。そして、毎日新聞「クローズアップ2012：震災1年5カ月、二重ローン減免進まず金融機関、及び腰」（2012年8月12日）は、③を挙げている。

(12) 藤井・前掲「3年目を迎えた被災者向け金融対策の現状と課題」17頁。

(13) 運営委員会・前掲「個人版私的整理ガイドラインお問い合わせ件数等」による。

(14) 法的立法措置については、すでに仙台弁護士会による「二重ローン問題対策に関する立法措置を求める意見書」（<http://senben.org/archives/5629>、2014年11月13日）及び「今後起きうる大規模震災事業者の二重ローン問題に対する立法措置を求める意見書」（<http://senben.org/archives/5744>、2015年3月12日）などがある。

このような状況をふまえて、東日本大震災における「ガイドライン」の運用につき、「過去の震災との関係」及び「被災者間との関係」を検討する。前者においては、「ガイドライン」の適用有無における過去の震災との関係を検討する。すなわち、一定の要件下で債務の全部又は一部が減免される「ガイドライン」の適用有無は、被災者の住まいの再建において決定的な要因となるため、その適用有無につき各震災間の適合性及び公平性が求められる。したがって、過去の震災との関係を検討することによって近い将来に発生が想定されている災害への「ガイドライン」の適用有無を考える。後者は、同じ東日本大震災における二重債務問題につき、ガイドラインを利用した被災者とその他の手段を利用した被災者間での公平性について検討する。

1. 過去の震災との関係

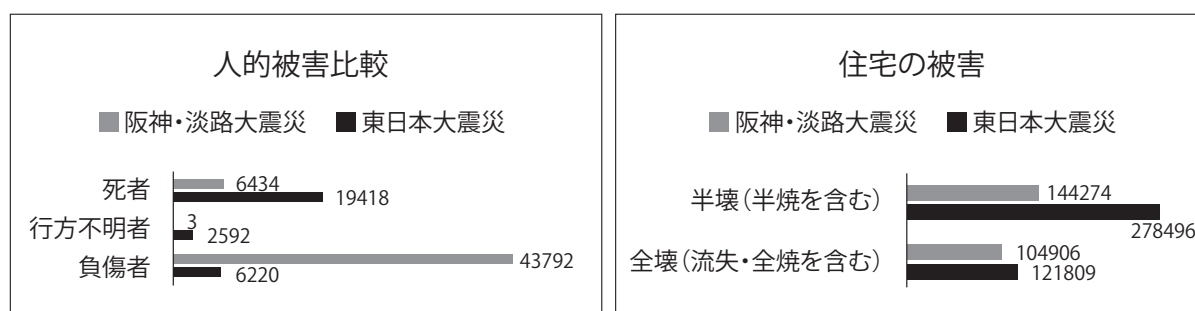
本来ならば、住宅ローンが残っている家が天災地変などの不可抗力によって滅失（流失及び全・半壊など）されたとしても、住宅ローンは、そのまま残る。なぜならば、金銭債権の場合、履行不能は考えられないので、債務者は、金銭債務の給付義務から免れるということはない。すなわち、金銭債権については、履行遅滞のみが問題となる。そして、その履行遅滞がたとえ東日本大震災のような不可抗力によるものであったとしても、損害賠償義務を免れることはない（民法第419条第3項）。これは、民法の標準的な理解からの帰結である⁽¹⁵⁾とする。しかし、被災者に上記の民法の基本原則をそのまま適用するということは、被災者救済の観点から妥当であるとはいえない。そこで、二重債務の問題に直面した被災者の救済のために、この「ガイドライン」が策定されたのであろう。

しかし、「ガイドライン」の適用につき、その公平性を考える必要がある。そこで、以下では、過去におきた「阪神・淡路大震災」と、今回の「東日本

(15) 小粥太郎「民法における二重債務問題」（論究ジュリスト6号、2013年08月）58頁、三枝健治「契約と災害」秋山靖浩ほか編『3. 11大震災 暮らしの再生と法律家の仕事（新・総合特集シリーズ2 別冊法学セミナー）』（日本評論社、2012年）119頁。

大震災」を比較・検討する。

(1) 被害状況⁽¹⁶⁾



人的被害状況をみると、「阪神・淡路大震災」では負傷者が多いのが特徴である反面、「東日本大震災」では津波などの影響で死者及び行方不明者が多いのが特徴である。そして、住宅被害状況をみると、「阪神・淡路大震災」が「東日本大震災」より小範囲で発生したにもかかわらず、両者の住宅全壊数は、それほど大きな差がない。

このことから都心型災害における住宅被害の深刻さがうかがえる。

(2) 二重債務問題についての政府方針

「阪神・淡路大震災」においては、一般的に自然災害により個人が被害を受けた場合には自助努力による回復を原則とする⁽¹⁷⁾とした。「東日本大震災」では、「震災からの着実な復興のためには、この二重債務問題に適切に対応し、金融機関・被災者のみならず、国・自治体を含め関係者がそれぞれ痛みを適切に分ち合い、一体となって問題の対応に当たることが必要である。もとより被災地・被災者の状況は千差万別であり、単一の政策で全てが解決できるような単純な問題ではない。個人レベルで見れば震災でほとんど全ての資産を失い、負債のみ残されたという事例は過去の震災にも数多く見られ、そ

(16) 総務省消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第153報)」(<http://www.fdma.go.jp/bn/153.pdf>, 2016年3月8日)と総務省消防庁「阪神・淡路大震災について(確定報)」(<http://www.fdma.go.jp/bn/2006/detail/418.html>, 2006年5月19日)に基づいて作成した。

(17) 藤井・前掲「二重債務問題の解決策構築に向けた国会論議」3頁。

うした被災者が苦しみに耐え復興を果たしてきた事実は重い。また、今次震災での様々な被災者間の公平の確保にも配慮しなければならない。それでもなお、今回の震災が復旧までに長期の時間を要すると見込まれる実態を踏まえれば、被災者の債務問題に関しても政府として可能な限りの対策を準備する必要がある⁽¹⁸⁾とした。

このような二重債務問題についての政府方針の考え方の変化は、地震・津波等の不可抗力に対する一般の意識の変化によるものではないかと考えられる。すなわち、不可抗力により家を失った被災者の支援につき、「阪神・淡路大震災」における一般の意識と、「東日本大震災」における一般の意識に変化が生じたといえよう。このような災害支援に対する一般の意識向上が、二重債務問題についての政府方針の考え方の変化に影響を与えたと考えられる。

上述のように、二重債務問題についての民法の考え方は、金銭債権である以上、被災者兼債務者の自己責任であるというのが原則である。しかし、地震・津波等の不可抗力による家の滅失を「自己責任」として片付けることは被災者兼債務者に酷であるため、政府は、民法以外の被災者支援制度を設けて一般の意識向上に伴いより進んだ方針を提示したといえよう。

(3) 二重債務問題についての対応策

ここでは、「(2) 二重債務問題についての政府方針」によって、どのような対応策が設けられたのかについて検討する。「阪神・淡路大震災」においては⁽¹⁹⁾、家を失い、ローンが残ったのはおよそ 1 万 5 千件との推計もあり、自宅の再建にあたっての二重ローンが課題となったとする。その対応策として、兵庫県は、3 万戸を対象とした①二重債務（ダブルローン）の利子補給制度を設

(18) 内閣官房・前掲「二重債務問題への対応方針」1 頁、大垣尚司「将来の二重債務問題をいかに回避するか：リスク・エクステンジ市場の創設にむけて」（立命館法学 349 号、2013 年）220 頁。

(19) 以下は、内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」（http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/3-2-3.html）に基づいて作成した。

けたが、1998年の時点では1千戸台の利用に留まった。そして、②住宅金融公庫は、返済中の被災者に対する優遇措置を設けた。そして、③融資を受けにくい高齢者のための支援として、「親孝行ローン」や「高齢者向け不動産処分型特別融資制度」を創設した。これに対して、「東日本大震災」においては⁽²⁰⁾、①法的整理のような不利益を被らずに、債務整理を受けることができる「ガイドライン」が適用されるようになった。そして、②住宅金融支援機構による返済猶予等（既往債務対象）、すなわち、住宅金融支援機構が、東日本大震災により被害を受けた方を対象に既往債務の返済猶予等の返済方法の変更を実施している。③被災県における利子補給制度にも活用可能な取崩し型復興基金の設置に対して、特別交付税を交付するなど、住宅ローンに係る利子補給制度を設けた。

ここで注目すべきことは、「東日本大震災」では、住宅ローンの免除等が受けられる「ガイドライン」が適用されたことである。「阪神・淡路大震災」後に策定された2001年の「私的整理に関するガイドライン」は、上記で述べたように、法人企業に限る（個人事業者は含まない）ものであった。しかし、今回の「ガイドライン」は、個人（個人事業者を含む）向けガイドラインとして策定され、より広い範囲の被災者救済ができるようになったといえよう。

なお、震災関連研究において、「阪神・淡路大震災」と「東日本大震災」は、しばしば比較研究対象となる。本稿においても、両者の①被害状況、②二重債務問題についての政府方針及び③二重債務問題についての対応策を比較・検討したが、その結果を一言でまとめることはできず、「大震災」といってもそれぞれの特徴がみられる。しかし、二重債務問題に直面した被災者に限って言えば、震災によって一生一度の買い物である住宅が滅失してしまったということは、同じであろう。ところが、それぞれの震災における政府の方針

(20) 内閣官房「二重債務問題への取組状況について」(<http://www.cas.go.jp/jp/nijuusaimu/index.html>)に基づいて作成した。

によって、二重債務問題についての対応策が異なってくる。特に、被災者兼債務者にとって「ガイドライン」の適用有無は、住まい再建における重要な要因となるため、過去の震災の教訓及び一般の意識向上の変化を反映して、将来に想定されている災害に向けてさらに進んだ支援策及びその適用基準を示すべきであろう。

2. 被災者間の関係

「ガイドライン」の利用状況を見ると、相談件数に比べて成立件数が低い。その理由を運営委員会の本部は、「被災地では住宅再建が進んでおらず、被災者が本格的な債務整理に手をつけていないため」⁽²¹⁾であるとした。しかし、被災された個人債務者は、生活と直結する二重債務問題を抱えており、誰よりも早期の債務整理を望んでいるであろう。なお、金融庁は、「ガイドライン」の利用ではなく被災者と金融機関との協議により月々の返済額や返済期間を見直した件数が被災 3 県で 4,841 件（2012 年 2 月末現在、2011 年 5 月の 984 件から約 5 倍が増えた）であるが、全体の返済額自体が減るわけではない⁽²²⁾とした。すなわち、金融庁は、「金融機関による債務リスケジュールへの誘導」をその理由とみている。

そして、2013 年の防災集団移転促進事業による高台移転へ向けた被災宅地の買取りが始まった⁽²³⁾ことから、岩手県の県銀行協会をはじめとする県信用金庫協会及び県信用組合協会が、集団移転事業の対象となる被災宅地の抵当権について、被災者が自治体への売却代金をローン返済に充てれば、完済できなくても原則抵当権を抹消すると発表した⁽²⁴⁾。抵当権は、その不可分性により被担保債権の全部が弁済されるまで目的物の全部の上に存続し、その効

(21) 毎日新聞・前掲「クローズアップ 2012」。

(22) 毎日新聞・前掲「クローズアップ 2012」。

(23) 岩手日報「再建資金の壁④二重ローン抵当権抹消、なお残債」(<http://www.iwate-np.co.jp/311shinsai/saiko/saikol21212.html>、2012 年 12 月 12 日)。

(24) 読売新聞「岩手県銀協など、被災宅地の抵当権抹消」(2012 年 12 月 22 日)。

力を及ぼす（民法第372条により第296条を準用する）。すなわち、被担保債権の一部が弁済されたとしても抵当権がなくなるわけではないため、本来ならば上記のような場合、債権者は、抵当権の抹消に応じないはずである。また、このような抵当権の抹消は、「ガイドライン」とは異なり、その債務の全部又は一部を減免するものではないため、二重債務問題は依然として残ることになる⁽²⁵⁾。なお、債権者側、すなわち銀行側にとっては、「ガイドライン」の利用より抵当権の抹消を勧めることが予想される。そこで、同じ震災においても「ガイドライン」を利用した被災者と、それ以外の手段（抵当権抹消を含む金融機関による債務リスケジュールなど）を利用した被災者間の公平性に問題が生じるといえよう。

災害における二重債務問題の解決について、住宅費割合の縮小及びリスクの外部化・限定（たとえば、保険）などの事前回避に関する研究がみられる⁽²⁶⁾。このような事前回避策は、個人がその中心となって積極的に取り組むべきことである。なお、「ガイドライン」などの事後解決策は、国が中心となって行われる事業である。いつ、どこで発生するかわからない自然災害に対応するために、それぞれの立場でやるべき対策を講じることが求められる。特に、本稿では、国（政府）による事後解決手段、とりわけ「ガイドライン」の運用における公平性の観点から検討を行った。

自然災害はだれの責任でもないため、一方のみにその被害を押し付けることはできない。地震・津波等の不可抗力によって住宅ローンが残っている家が流されてしまった、又は全・半壊してしまった場合、これは、家を持っている人の責任でも、資金を貸している金融機関の責任でもない。しかし、この二重債務に対する民法の基本的な考えは、金銭債権である以上は、家を持っ

(25) 岩手日報・前掲「再建資金の壁④二重ローン抵当権抹消、なお残債」。

(26) 小粥・前掲「民法における二重債務問題」56頁。このほかに、大垣・前掲「将来の二重債務問題をいかに回避するか」、内田浩史「経済学的視点から見た二重債務問題—企業の問題を中心に—」（金融経済研究第34号、2012年4月）などがある。

ている人の自己責任であるという。そこで、政府は、今回の「ガイドライン」等の制度を通して被害・債務の分配を図っている。そして被災支援に対する一般の意識の変化により、二重債務問題への政府の方針・対応策にも変化が生じている。たしかに、ガイドラインが適用された今回の「東日本大震災」の方が、「阪神・淡路大震災」よりも厚く保護されたともいえよう。しかし、「阪神・淡路大震災」当時の二重債務問題に対する一般の意識から考えてみると、一言でまとめることはできない問題であろう。意識の変化は、公平性の観点をも変化させるからである。

重なる災害を経験している日本（政府）は、その経験を活かしてよりよい方針・対応策を提示してきた。しかし、今回のような同じ東日本大震災においても、ガイドラインを利用した被災者と、その他の手段を利用した被災者間に不平等がみられる。そこで、過去の災害の経験を活かしてより進んだ対応策を組み、避けられない将来の災害に対応できるためにも、そして同じ震災を受けた被災者間に公平に対応できるためにも、「被害・債務の公平な分配基準」の提示が必要であると考えられる。

なお、今年4月14日から現在も続いている熊本地震において、今年4月に始まった「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されるようになった。この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、東日本大震災に関して策定された「ガイドライン」に係る対応から得られた経験等を踏まえて、新たに策定されたものであるとする。今回の熊本地震の被災者間において、災害の状況に応じた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用が求められる。